

2/12

「現預金に相続課税」増加

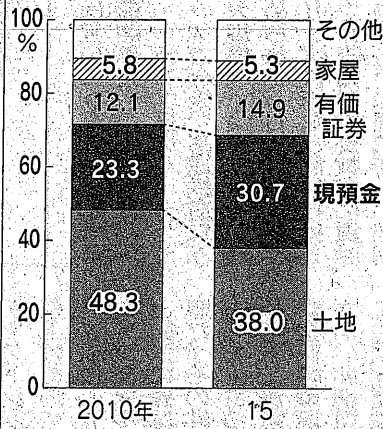
新たに6国税局「土地」超え首位

15年

相続税が課される対象が土地から現預金に移りつつある。2015年は国税庁が所管する全国12の国税局・事務所のうち、新たに6カ所で現預金が土地を上回り首位となった。同税は従来、地主や経営者など富裕層が主な

対象だった。15年1月から課税対象の資産額から一定額を差し引ける控除額が縮小され、大企業に勤務していた人なども納税者になったためだ。相続税は課税対象となる相続財産から控除額を差し引いて計算する。15年1月から税負担を軽減する控除額が4割縮小された。相続人が1人の場合、従来は6000万円だった控除額が3600万円に減った。国税庁によると、控除額の縮小で15年に相続税の課税対象となった人は

相続財産に占める現預金は3割を超えた(全国ベース)



約10万3000人で、前年に比べて83%増えた。控除額縮小の影響で、相続財産の種類にも大きな変化が生じている。15年の日本全体の相続財産(金額ベース、控除前)をみると、土地が全体の

38%で最も多いが、前年より3.5%低下した。一方で現預金は4.1%上昇の30.7%になった。地域別では大阪や福岡など新たに6つの国税局で現預金が土地を上回り、既に上回っていた札幌と合わせると7カ所でトップとなった。

相続税は土地などの不動産を持つ地主や医師、経営者が主な納税者だった。しかし、控除縮小で「大企業で勤務する人な

ど土地を持たない高所得者にも相続課税が広がっている」(税理士法人レガシイの天野隆代表社員税理士)という。

現預金が増える背景には社会構造の変化もある。核家族世帯が増えた結果、「老人ホームなどに入居するために自宅や土地を売却して現預金にする人が目立つようになった」(辻・本郷税理士法人の伊藤健司税理士)との指摘もある。